## 4 市街化区域内の特例

市街化区域内では、あらかじめ農業委員会へ届出をすれば、4条と5条の許可はい らない。

ちなみに3条にはこの特例はないので、原則通り許可が必要になる。

## 5 違反に対する措置

| 3条   | 4条      | 5条                            |
|--|---------|-------------------------------|
| 契約無効   | 原状回復の措置 | 契約 <mark>無効</mark><br>原状回復の措置 |
| 3年以下の懲役または300<br>万円以下の罰金<br>(法人の場合、1億円以下<br>の罰金) | 同左      | 同左                            |

## 尺 これでヒッタツ!

- □農地とは、耕作の目的に使われる土地をいう。客観的事実状態で判断され、登記簿上の地目とは関係がない。
- □農地を耕作目的で取得する場合、農地法3条の許可が必要である。
- □農地を農地以外に転用する場合、農地法4条の許可が必要である。
- □農地を転用目的で取得する場合、農地法5条の許可が必要である。
- □相続・遺産分割等により農地を取得する場合、3条の許可は不要だが、農業委員会へ届出が必要である。
- □市街化区域内で農地を転用するか、転用目的で取得する場合、あらかじめ農業 委員会へ届出をすれば、4条と5条の許可は不要である(3条にはこの特例は ない)。